

I. 開発場所が埋蔵文化財(遺跡)包蔵地に該当している場合について

① 開発場所及び近隣地が 試掘済み の場合

- ・ 保護層(別紙参照)を30cm確保したうえでの開発であれば可能。
※ 保護層確保困難な場合は発掘調査。(費用原因者負担)
- ・ 発掘調査済みの場合記録保存が完了しているため、保護層の確保不要。そのまま開発可能。
※ 「試掘」は部分的な試し掘り。「発掘」は全面的な調査のため注意！！

② 開発場所及び近隣地で 試掘していない 場合

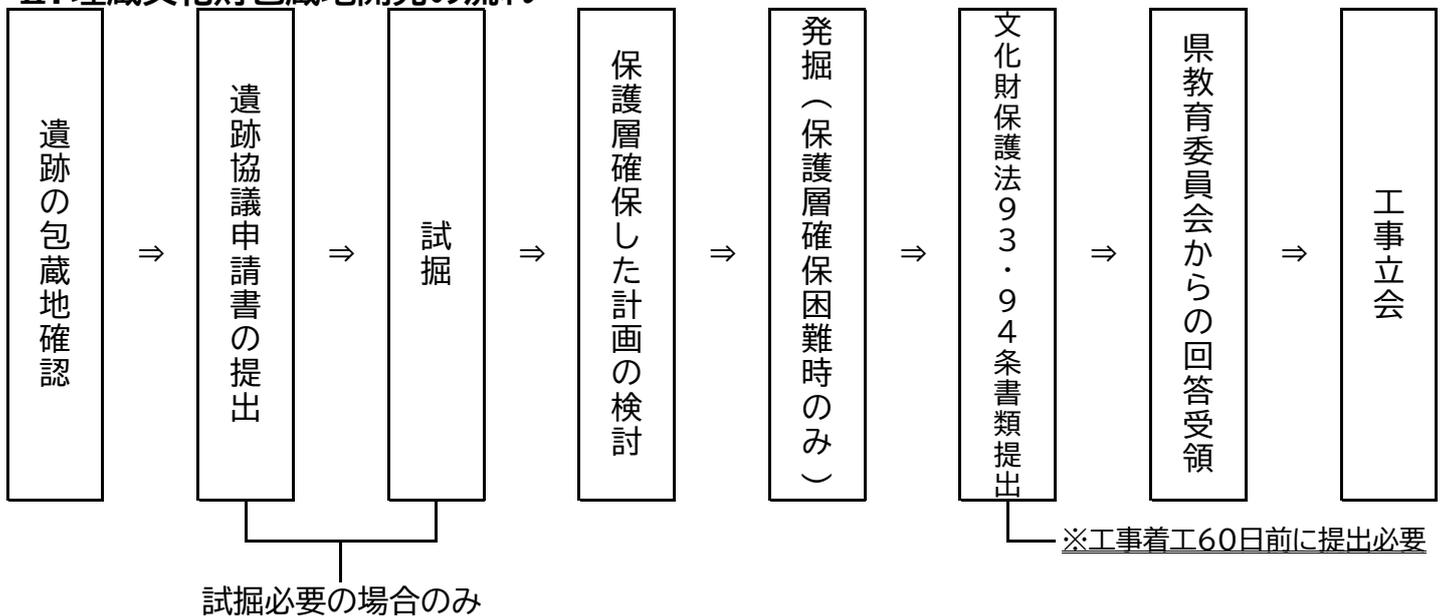
- ・ 原則試掘が必要。(遺跡の深さを確認するため)
※ 現況地盤を掘削しないのであれば試掘不要。
例：基礎深40cmに対して盛土40cmの場合試掘不要。
- ・ 開発場所における遺跡該当部分が極少の場合も要相談。
※ 遺跡該当部分について掘削しないならば試掘不要の場合もある。

③ 試掘と関係なく可能な開発

- ・ 掘削幅が1m以内に収まる開発
例：駐車場造成時のブロック工事や水道管、ガス管工事等
- ・ 柱状改良(杭表面積の合計が建物1階床面積の1割以内ならば可能)

※ すべての条件において、文化財保護法第93・94条に係る書類は提出必要となります！！

II. 埋蔵文化財包蔵地開発の流れ



① 遺跡協議申請書提出時の必要書類

- 1 遺跡協議申請書
 - 2 発掘承諾書
 - 3 位置図
 - 4 範囲図
 - 5 公図
 - 6 工事図面
- ※ 3・4については住宅地図での代用も可能

② 文化財保護法第93・94条書類提出時の必要書類

- 1 文化財発掘の届出について
- 2 別記
- 3 位置図
- 4 公図
- 5 配置図
- 6 平面図
- 7 断面図
- 8 基礎伏図
- 9 矩計図

遺跡包蔵地の保護層について

①保護層とは？

⇒ 遺構確認面(遺跡が見つかった深さ)から上部30cmのこと。

②なぜ保護層は必要？

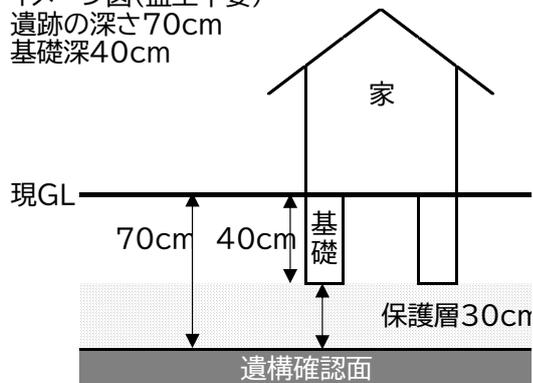
⇒ 遺跡の深さは常に一定ではないため、遺跡破損の可能性を低くするため。

③基礎工事をすると保護層が確保できないがどうすれば？

⇒ 保護層30cmが確保できるよう盛土による対応をお願いします。

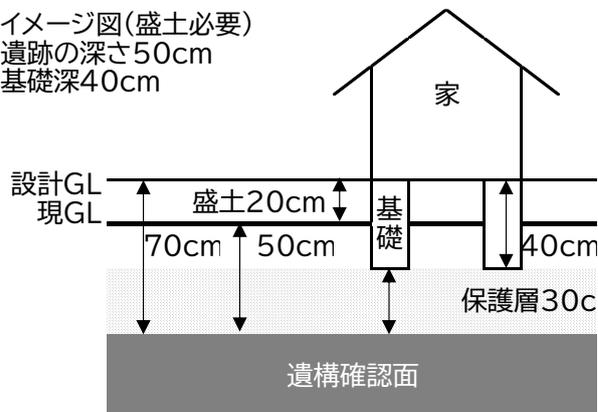
イメージ図(盛土不要)

遺跡の深さ70cm
基礎深40cm



イメージ図(盛土必要)

遺跡の深さ50cm
基礎深40cm



工事立会について

①工事立会とは？

⇒ 93条書類提出時に添付した開発図面と、同様の掘削が行われているかの確認をするものです。
この確認によって、福島県教育委員会へ遺跡の保護がされていることを報告します。

※工事着工60日前に提出必要

②工事立会をするにはどうすれば？

⇒ 遺跡包蔵地内の開発を行う場合、根切り工事時に立会調査を行います。

立会調査は根切り底の見えるタイミング(砕石等を入れる前)に写真撮影や深さの確認を行います。

根切り工事日が確定した際は、速やかに福島市 文化振興課 文化財保護活用係へご連絡ください。

根切り底の確認ができないと、福島県教育委員会へ報告できない場合がありますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 文化振興課 文化財保護活用係 TEL:024-525-3785 FAX:024-536-2128

《参考》文化財保護法

第92条（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

- 1 土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令に定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

第93条（土木工事のための発掘に関する届出及び指示）

- 1 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは「60日前」と読み替えるものとする。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認められるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

第94条（国の機関等が行う発掘に関する特例）

- 1 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。